

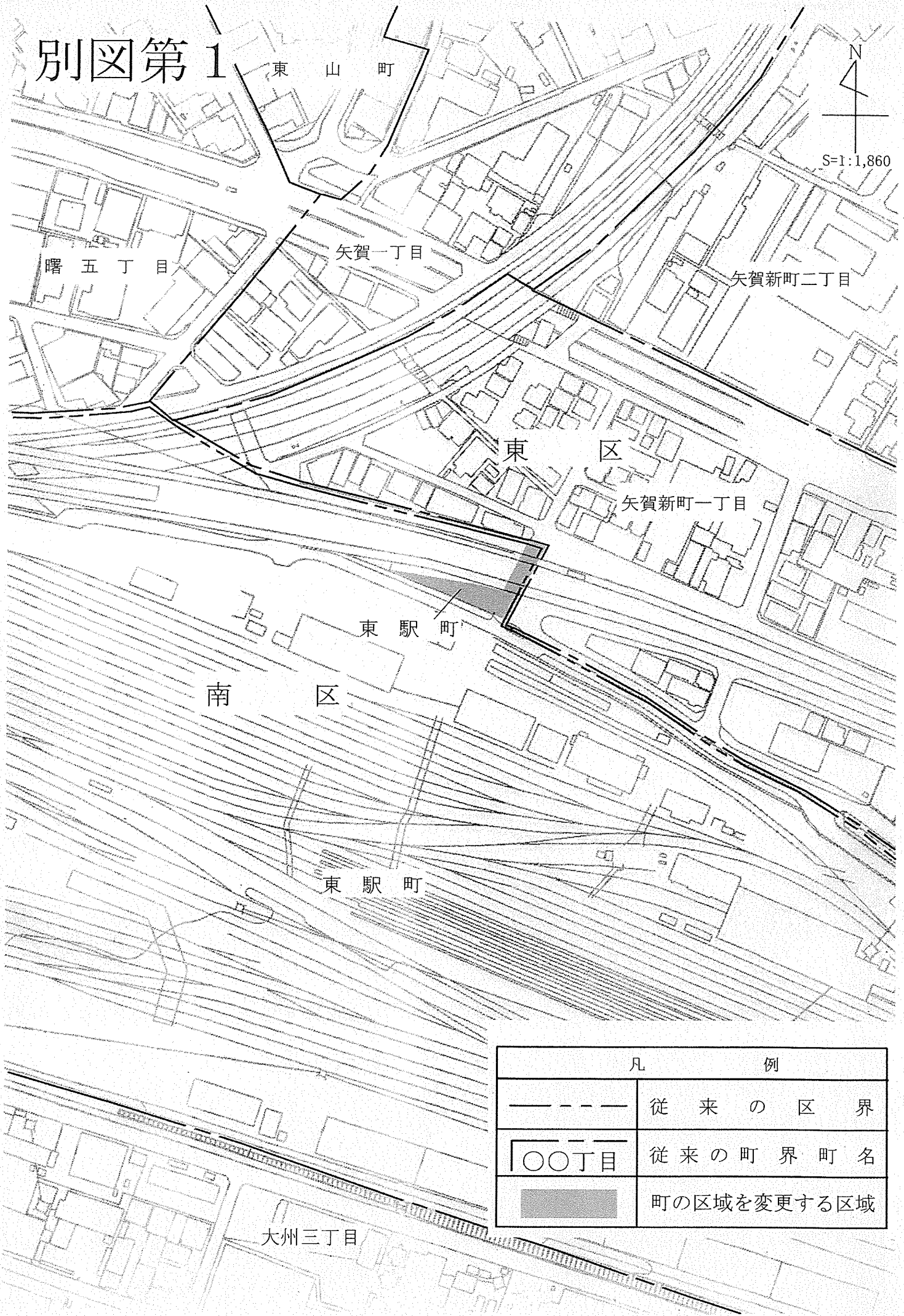
広島県告示第千八十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、平成十九年十一月十九日から、広島市の別図第一に示す区域内の町の区域を廃止し、その区域をもって別図第二に示す町の区域に変更する旨、広島市長から届出があった。

平成十九年十一月八日

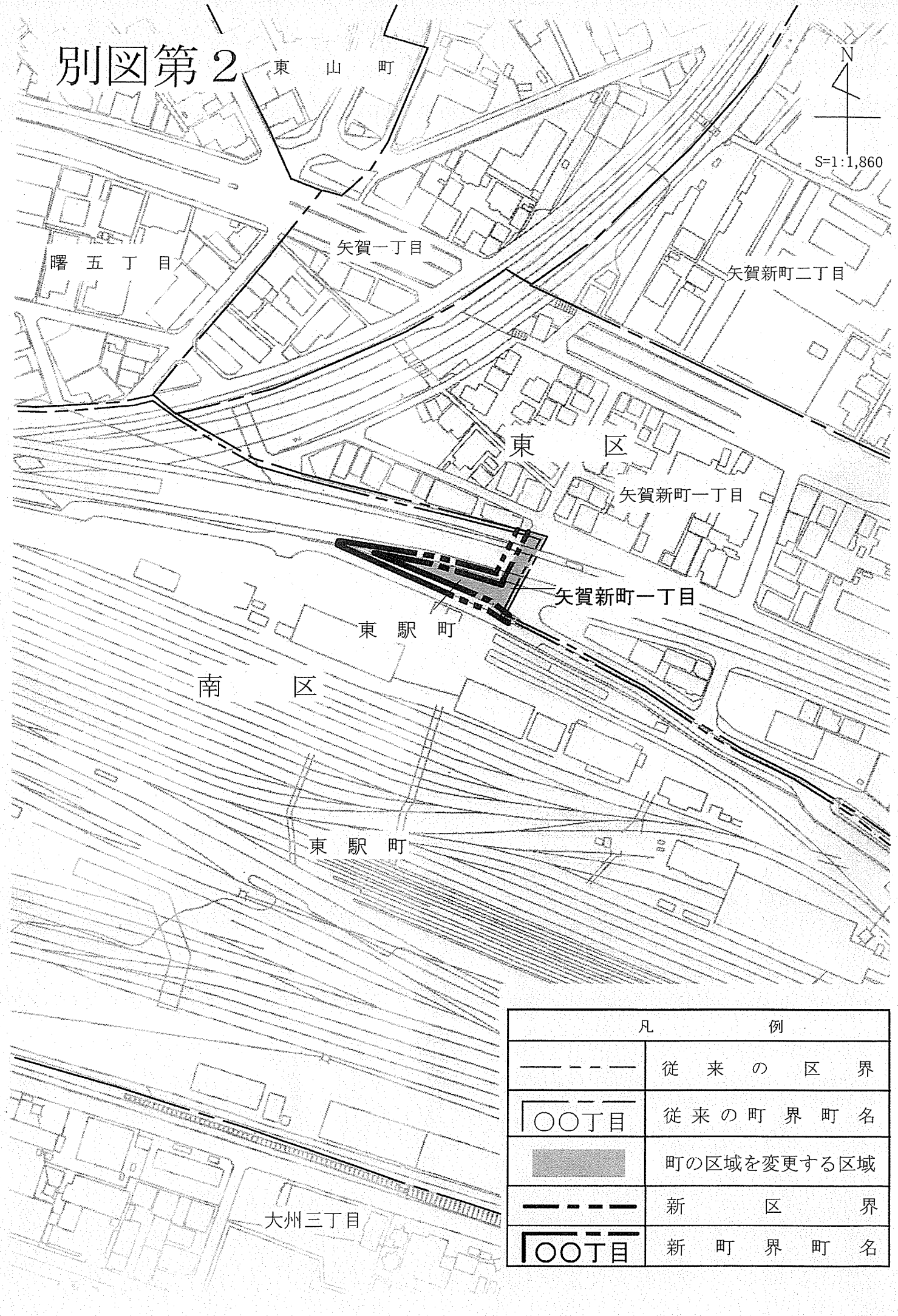
広島県知事 藤 田 雄 山

別図第1



凡 例	
— — — —	従 来 の 区 界
〇〇丁目	従 来 の 町 界 町 名
■	町 の 区 域 を 変 更 す る 区 域

別図第2



N
S=1:1,860

凡 例	
— — — —	従 来 の 区 界
〇〇丁目	従 来 の 町 界 町 名
■	町 の 区 域 を 変 更 す る 区 域
- - - -	新 区 界
〇〇丁目	新 町 界 町 名